

全日中事務局だより

「生成AIについてのガイドライン」

▼七月四日、文部科学省初等中等教育局は「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を公表し、各都道府県教育委員会等に通知した。

▼詳細は全日本中学校長会HPの会員専用ページ上、「中学校教育の動向」にアップされているので、是非、御一読いただきたい。

▼今回、発出されたガイドラインの位



置付けとして次の三点を挙げている。

一、生成AIが児童生徒や教師を含め、社会に急速に普及しつつある現状下、として一定の考え方を示すことが必要であること。

二、学校関係者が現時点で、生成AIの活用の適否を判断する際の参考資料として暫定的にまとめたものであること。

三、今後、幅広い関係者からのフィードバックなどを踏まえて、機動的に改訂すること。

▼つまり、生成AIは今後も相当なスピードで進化するとともに、急速にその利活用が進むと想定される。従って学校現場での活用についても、日々、その対応に迫られる事象の発生が予想される。

▼しかも、児童生徒の方が利活用については、先行してしまうことも大いに予測される。

▼今回のガイドラインは、生成AIが

危険なので、利用するなということを書いているのではなく、逆に、危険性を理解しながら、補助的に利活用することが記述されている。具体的な校務での活用例なども示している点に注目すべきだ。

▼この校務での活用例には、大きく四項目が挙げられている。

一、児童生徒の指導にかかわる業務の支援

○教材のたたき台、練習問題やテスト問題のたたき台、生成AIを模擬授業相手とした授業準備

二、学校の運営にかかわる業務
○報告書のたたき台、教員研修資料のたたき台、挨拶文や式辞等の原稿のたたき台

三、学校行事等への支援

○校外学習等の行程作成のたたき台、運動会の競技種目案のたたき台、定型的な文書のたたき台

四、外部対応への支援

○保護者向けのお知らせ文書のたたき台、外国籍の保護者へのお知らせ文書の翻訳のたたき台

▼ここで、一点注目しなければならぬ点は、いずれも「たたき台」としての活用である。生成AIが学習した内容は、全て真実とは限らない。フェイクも紛れ込んでいる可能性もゼロではない。

▼従って、最後は人間が判断し、完成させることが求められている。

生成AIで作成した定期考査の問題をそのまま使用することは厳禁だ。

▼また、現在、危惧されている点として挙げられているのは、読書感想文をはじめ様々な応募作文や絵画、作曲作品など、生徒本人が本当に創作したのかどうか、教員の方でも判断を求められる時代が目の前に来ている。課題として出したレポートにも、教員が独自に様々な条件を付加し、評価基準を明確に設定しなくてはならないであろう。

■目次

1. 本ガイドラインの位置づけ…………… 1
2. 生成AIの概要…………… 2
3. 生成AIの教育利用の方向性
 - (1) 基本的な考え方…………… 4
 - (2) 生成AI活用の適否に関する暫定的な考え方…………… 5
 - (3) 「情報活用能力」の育成強化…………… 8
 - (4) パイロット的な取組…………… 10
 - (5) 生成AIの校務での活用…………… 11
4. その他の重要な留意点
 - (1) 個人情報やプライバシーに関する情報の保護の観点…………… 12
 - (2) 教育情報セキュリティの観点…………… 13
 - (3) 著作権保護の観点…………… 14

(参考) 各学校で生成AIを利用する際のチェックリスト、主な対話型生成AIの概要、今後の国の取組の方向性
(別添資料) 検討経緯、学習指導要領における情報活用能力の記載、G7における合意文書、生成AIに関する政府方針、ヒアリングを実施した有識者一覧、中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会委員名簿

▼一方、すでに、一部の行政機関では、業務の効率化、働き方改革の一助として活用しようという動きも見られる。

▼いずれにしても、早急に各学校においては、このガイドラインを熟読するとともに、各管轄の教育委員会とも連携し、活用方法等も含め総合的な対応について検討する必要がある。

▼それはなぜか、生成AIに限らず、最近のデジタル化に関わる事象は、学校や教員よりも生徒の方が、いち早く活用を始めているからだ。対応のスピード化と変化への柔軟な機動力が求められることは確かだ。

各地区大会が順調に開催

▼六月八日の関東甲信越地区山梨大会を皮切りに、本年度の地区大会が開催され、残す地区は今月二十日の北海道小樽大会、十月二十六日の九州地区大分大会（全日本中学校長会研究協議会を兼ねる）となった。

今後の大会の成功を祈念したい。

会員計報

相模原市立立烏屋学園校長
鈴木康之様 五十九歳 七月二十七日

謹んでお悔やみ申し上げ、御冥福をお祈り申し上げます。

(事務局長 富士道正尋)